

## 笠岡ふれあい空港使用規約（共通事項）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。この空港を安全で楽しく永続的に使用するには、次の事項をみなさんで守っていただかなくてはなりません。

### 1 安全について

- (1) 使用前に当規約を周知するため使用責任者は全体ミーティングを実施し、安全確認について使用者で意思統一を図ること。
- (2) 安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を一時中止すること。
- (3) 空港を使用する団体・個人は、必ず損害賠償保険等の加入をしてください。
- (4) 空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

### 2 利用上の注意

- (1) 使用者の貴重品及び機器等は各自責任を持って管理すること。また、原則、空港施設内で使用者の物品の保管はしない。管理時間外に連日使用等でやむを得ず施設内に物品等を保管、車両を駐車させる場合は別途、協議すること。保管中に盗難・紛失・機器の破損等が発生しても笠岡市は一切の責任を負わない。
- (2) 空港内での飲酒は禁止とする。
- (3) エプロン及び滑走路内での喫煙は禁止とする。たばこは管理棟前の所定の場所にて喫煙すること。
- (4) 滑走路及びエプロン内での火気の使用は厳禁とする。火気の使用は駐車場内のみとし、イベント等で火気を使用する場合は申し出ること。また、使用可能な火気はプロパンガスのみとし、炭火の使用は煙の発生及び燃えカス等が飛散し周囲に影響を及ぼす可能性があるため禁止とする。
- (5) 場内で発生したゴミは各自持ち帰ること。
- (6) 200人以上の使用者（見学者含む）が見込まれる場合は、各自で仮設トイレを用意すること。また、汲み取りについては笠岡市環境課へ各自で連絡し手配すること。なお、仮設トイレの汲み取りに係る費用について笠岡市は一切負担しない。
- (7) 電気が必要な場合は、各自で発電機を用意すること。
- (8) 空港備品については必要に応じてテント（2間×3間）、テントウエイト、机、椅子、コーン、コーンウエイト、コーンバーの貸し出しを行う。  
ただし、設置・撤去については使用者で行い、万一備品を破損させた場合は同等の備品を購入し、納めることとする。